



「世界最高水準の迅速・的確な特許審査」を行う特許庁に向けて 一審査官としての目を見た過去、現在、将来



特許審査第三部長
山口 昭則

特許庁は長年に渡り、「迅速かつ的確な特許審査」の遂行を標榜してきました。

この「迅速かつ的確な特許審査」については、古くは、第二次世界大戦終結のわずか5年後の昭和25年度（1950年度）特許庁年報に同様の内容の記述が見られます；「以上のように審査が遅滞することは、出願者に迷惑をかけるばかりでなく、出願意欲を減退させ、ひいては優秀な発明、考案の生まれるチャンスを逸することにもなるので、特許庁としてはできる限り審査の迅速化につとめている。しかし、審査は迅速であるとともに特に正確であることを必要とし、また審査の迅速化のためには直接の審査部門ばかりでなく……」。また、昭和30年度年報には、「……かかる累積案件を迅速かつ適格に処理する態勢の確立に務め……」と記述され、昭和38年度年報には、「……工業所有権制度における迅速的確な権利付与の必要性は一層高まりつつあるが……」と記述されています。その後は、2002年度までほぼ「迅速かつ的確な審査」が何らかの形で記述されています。戦後の特許審査の歴史は、大量の滞貨（審査待ち案件）を前にして、的確な審査を確保しつつ如何に審査処理を促進していくかであったと言っても過言ではないでしょう。

状況が変わったのは2002年からです。2002年7月3日に策定された知的財産戦略大綱では「国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向け……」となり、さらに特許行政年次報告2003年版では「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査を実現するために、……」と記述

されています。知的財産推進計画2004では、「世界最高水準の迅速・的確な特許審査」を実現する目標の年とそのための具体的な施策が示されています。特許行政年次報告2004年版では、知的財産推進計画2004を引用すると共に、「特許審査の迅速化は、言うまでもなく、的確性（安定した権利付与）を維持しつつ行って初めて所期の効果を奏することができるものである。」と強調しています。

今後数年以内には（世界史上？）最大の審査待ち件数となる可能性もある状況下で、長年の課題を一気に解決し10年後には「世界最高水準の迅速・的確な特許審査」の実現を目指すことになりました。最終的には「審査待ち期間ゼロ」を目指していますので、困難を乗り越えて目標が達成されますと、201X年に発行される特許行政年次報告には、「特許庁において約70年間に及ぶ課題であった滞貨の一扫がついに実現し、文字通りの迅速かつ的確な特許審査を行うことが可能となった。」旨、掲載されることが大いに期待されます。まさに激変です。

この「世界最高水準（最高レベル）の迅速・的確な特許審査」の活字を見たとき、期待感と若干の不安感と共に一瞬ですが懐古感を感じました。



審査官として特許庁に入った者にとって、内外国を問わず全ての出願人等から世界で最も信頼される特許審査を最も早く行うことを理想に掲げることは極めて普通のことです。誰でも自分の仕事にやりがいを感じまた高く評価してもらいたいからです。従って、「世界最高水準（最高レベル）の迅速・的確な審査」を行いたいと願うのは、審査官としてはごく普通のことなのです。それが半世紀以上の間、特許庁の目標（活字）とすることができなかったのは、理想を実現する手だて（実施可能とする手段）が見つからなかったからです。

昭和60年（1985年）前後から約10年の間、審査に対する外部の評価は大変厳しかったと記憶しています。出願人からは審査は遅いし（EPOと比較して）審査の質は良くない、米国からは審査は遅いし許されるクレームは狭いし拒絶理由通知のコメントが短く審査官の意図が分からないし……等々、まさに不満たらたらでした。もちろん、審査官を大幅に増員すれば、相当程度の問題は解決することは誰もが分かっていたことでしたが、それが最も困難であったのです。

この理想と現実とのギャップを少しでも小さくしようとそれなりに（真剣に）色々模索した頃がありました。きっかけは、昭和56年入庁のシニアの審査官補有志と昭和58年入庁のジュニア審査官補有志が集まって、先輩審査官の指導下で、特許制度の経済的価値について研究会を発足させたことでした。この研究は、特許制度が今日ほど一般社会に浸透していなかった時期において、特許制度の経済価値を社会に知らしめよ

基本特許取得を促進

秋にも新審査基準

特許庁 欧米並み権利付与

基本的な権利の範囲（パイオニア権利）に対し強力な権利を認め、いわゆる基本特許の取得を促進するため、特許は今年秋に新しく特許審査基準を作成・実施する。これまでは基本特許が成立しにくい内容だったが、新基準では特許権の及ぶ範囲を拡大して出願者の意図を正確に反映し、欧米並みに強力な権利を与えられるようになる。国際特許紛争で基本特許を持たない日本企業が敗れるケースが増えていることもあり、特許取得しやすくなる必要があると判断した。特許庁の審査方針の転換は、改良技術を重ねてきた日本企業に基盤研究へのシフトを促す契機になる。

（特許審査基準は「きよのてび」参照）

新審査基準は「特許審査官は」一する権利の範囲を求め、一証す例（金庫例）が少なく、一併す。欧米の特許審査とはほぼ同出願者に対し、その特許が「一い出願のなかにその発明を」も広い権利を認める「一ながし」考え方を採用する。

例えば、「アルコールでつくる自動車燃料」という特許出願

で実施例がエチルアルコールによる燃料の製法しかない場合、従来のエチルアルコール燃料の特許しか認めなかった。新基準では出願者の特許意図、エチルアルコールとエチルアルコールも含まない権利を与える。その結果、この特許はアルコール燃料全体に対する基本特許の場合、それを扱わない

とほとんどのイ〇は認められないとされている。一方、周辺特許は改良技術が主体。日本企業は周辺特許に強いが、国際的に通用する基本特許はほとんどない（特許庁）といわれる。このため、特許料は技術料の国際収支は大きく赤字で、九〇年の赤字額は千億以上に達

した。日本企業は従来は周辺特許を武器に、クロスライセンス契約で欧米企業の本特許の権利を得るという戦略をとってきたが、これも最近に近づいてきた。欧米勢が最近、特許料の獲得を重視し始めたため、基本特許を持たない日本企業の側が浮き彫りになっている。実例として、T1は半導体会社に自らの特許料支払いを要してきて、米ハネウエルとアルカテラ、米3Mとソニーと東芝のの特許料でも日本側が巨額の利益を要求したり、敗訴したりしている。

基盤研究より応用研究を重視する日本企業の姿勢は、地産地消ではなく国際化のままだと、エアを伸ばそうという傾向を助長、過剰を招いているという側面もある。特許は「こしな企業体質の転換を促し、技術で欧米と対等に競り合える企業を育成するためにも、基本特許の取得を促進して」た。特許庁が周辺特許に広い権利を認めた場合、企業として細かい周辺特許を多数必要が得られるため、特許出願件数は減りそうだ。ただ、特許の範囲をめぐり紛争は特許庁に持ち込まれるようになるため、日本でも欧米同様、特許訴訟が増えることが予想される。

プロパテント施策の頭だし？
（平成4年6月6日付け
日本経済新聞朝刊）

うとする行動でもあり、庁内でのインパクトは大変大きいものがありました。成果は、第二回三極特許庁長官会合（昭和59年ミュンヘン）でも紹介され、EPO及びUSPTOの長官から賛辞が送られると共に、JPO審査官の意識及び能力の高さを再認識されたとの報告がありました。前後して、審査部内に若手の審査官（補）百名近い有志からなる新政策研究会と称する自発的組織ができました。新政策としての成果は「……」でしたが、研究会の構成員は、入庁年次が10年以上に渡る広範な世代からの、かつ、審査第二部から第五部（現在の特許審査第一部から第四部）の4つの審査部に所属する審査官（補）だったので、審査部内の若手審査官の間で幅広く問題意識を共有できたことと大きな人的ネットワークができたことは大きな成果だと思っています。



さて、一審査官の懐古感と全く関係なく、審査を取り巻く環境の整備は着々と進みました。多くの関係者の血のにじむような努力により、特許特別会計制度の導入、ペーパーレスシステムの構築、先行技術調査機関の設立等、今日の審査を支えるインフラが整備されました。本当に世界に誇れる業績です。また、GATTウルグアイラウンド交渉の結果、WTO-TRIPs協定が出来たのも今日の激変の一因と言えるでしょう。それまで、特許制度は事実上、制度論中心の特許関係者の領域で閉じていたのですが、丁々発止的やりとりも珍しくない貿易関係者の領域にまで一気に拡大し、より現実的な制度に脱皮したからです。そして今般、「世界最高水準（最高レベル）の迅速・的確な特許審査」を実施可能とする極めて有力な手だて - 任期付きを含む審査官の大幅増員 - に見通しが立ってきました。勿論、見通しが立ったからと言って、必ず「世界最高水準の迅速・的確な特許審査」を行う特許庁となれる程、現実には甘くないのは確かです。少し考えただけでも、沢山の優秀な審査官が特許庁に入ってもらえるのかとか、沢山の審査官補が入庁してくると先輩審査官の指導負担は著しく大きくなるので本来の審査業務が一時的にせよ影響を及ぼすのは避けられず、外部から増員したのになかなか成果が出ないとの批判を受けることになるのでは、等です。幸い、前者の懸念については、今年度採用した任期付き審査官補の皆さんは優秀な人ばかりなので杞憂に終わりそうです。来年度以降の採用者も同じように優秀な者であることを切に願っていま

す。いずれにせよ、もうルピコン河を渡りました。

「世界最高水準の迅速・的確な特許審査」を行う特許庁に向けての重要施策については、既に色々な資料などで説明されていますので適宜参照して頂くことにします。ここでは、一審査官としての目でみて、日頃から「世界最高水準の迅速・的確な特許審査」を行う特許庁に向うためには避けては通れない問題ではあるが即効的対策も難しく、なんとなく厄介だなと感じている若干の不安感に対し、番外編施策案として書くことにします。



審査の基本は「迅速・的確な審査」です。言い換えると「信頼性が高い審査を早く」と言えます。この信頼性の高い審査を維持していく上で、意外と厄介なのが「審査のバラツキ」です。何故厄介かと言いますと、

- (ア) 「バラツキ」の表現から、個々の審査の的確さというより審査全体の信頼性が問題視される。その意味で、各審査官が自分は世界最高の的確な審査を行っていると確信していても、必ずしも世界最高の信頼される特許庁にはなれない。
- (イ) そもそも出願人等から指摘されているバラツキの実態が意外と曖昧で主観的な面が強い（他社の出願は特許になったのに、自社の出願は拒絶されたなど）。そのために、指摘されたバラツキを解消するための具体的な対応が取りにくい。
- (ウ) 出願人にバラツキ感を与えているのではと思われるものもあるが（たとえば「用途発明」に関する審査など）、審査の歴史的経緯や出願人等からの不満の声は大きくはない（用途発明の審査に関する不満はあまり聞こえてこない）ために、制度的・組織的な対応を取る機会がなかなかできない。
- (エ) 各国の出願人は、EPOの審査は比較的バラツキが小さいと評価していることから、バラツキを狭い範囲に収斂させるのは可能。しかし、発明と言う抽象的概念に関する審査の結果を全審査官を対象に、非常に狭い範囲に収斂させるには、かなりの時間が必要。現時点でそのために時間を取るのは殆ど不可能。走りながら、少しずつ収斂させるしかない。

(オ) 少々細かく理屈っぽいことだが、バラツキは無いと言い切ることは絶対にできない；審査を単独で行う以上、他の審査官と判断結果が異なる場合がありうることは避けられないし、EPOのように例え3人合議で行っても程度の差はあれバラツキは避けられない。従って、出願人等からの「バラツキ」があるとの指摘は、その意味で、常に正当性を持つ、等々です。

現在、審査のバラツキを少なくする審査部の施策としては、

(カ) 協議の励行や管理職・グループ長による起案のチェックを強化しています。これは、バラツキを時間を掛けて収斂させると共にたまに見られる独自の審査基準による審査を回避するのに非常に役立っています。

(キ) また、適切な特許分類付与が行なわれるよう、いわゆる難件対策を強化しています。バラツキの原因の一つは、技術分野から見ると必ずしも適性でない審査官が審査を行うためとも考えられるからです。

(ク) 更に、バラツキに対する不満の程度を小さくする対策としては、発明の本質をしっかりと把握して審査を行なうことにより判断結果のぶれを小さくできるので、特に新人の研修・指導においてはこの点をしっかりと身に付けさせるのが大切です。

なお、業界或いは企業との意見交換の場などにおいても、「審査のバラツキ」対策として、審査基準の整備や事例集の作成、審査官に対する管理職や先輩審査官との協議の励行、決裁時の管理職により審査官アクション起案のチェックの強化、審判部との連携などを説明して理解を求めています。



ところで、バラツキは不可避である以上、出願人の不満は半永久的に続き、その結果、審査官全体が半永久的に負い目を持つこととなります。そこで、15年ほど前から審査基準の説明会や企業との意見交換の場などにおいて、審査のバラツキ対策について質問がでた場合は、バ

ラツキを少なくするために出願人にも応分の協力を求めています。

ストーリーは、大体次のとおりです；

バラツキの存在を認め、バラツキを全く無くするのは不可能だが、特許庁はその範囲を収斂させる努力を行っていることを縷々説明、

その後で、出願人の協力でバラツキの範囲を一層小さく出来るとして、先行技術調査をしっかりと行って、それを明細書に記載することを要請、

その理由として、しっかりと先行技術調査を行いその結果を明細書に記載すると共にその先行技術をベースに明細書を作成した場合は、審査官により審査結果が異なることは極めて少なくなる（先行技術調査も含めた理想的な明細書においては、審査官の判断結果はほぼ一致する）。反対に、先行技術が記載されていないと、どの範囲まで、またどの程度まで先行技術を調査するかにより審査の結果が異なること、更に明細書の記載も不適切となるので、その分、審査官により判断が異なることになりバラツキの原因となることを説明、

このことは、日欧審査官交流などにおいて、同じ明細書で同じ先行技術文献に基づく特許性の判断結果が95%程度は同じであることから裏付けられていること、

更にもっと重要なことは、出願人が先行技術調査をしっかりと行うことは、研究開発投資の無駄を防ぐことにもなり出願人の利益にもかなうことを説明（このことは、2003～4年度のトップ懇などにおいて、庁側から指摘しています）

従って、先行技術調査をしっかりと行うのは、まさに一石二鳥なのです。

特技懇会員の皆さんも出願人等と意見交換の機会ではバラツキの問題についてコメントを求められた場合には、是非、このように出願人の協力を得てみて下さい。特許庁が現在行っている施策を確実に実行し、更に審査のバラツキの問題が確実に解消に向かえば、201X年には、世界最高の迅速で信頼性がある審査を行う特許庁となることが出来ます。特に、最近入庁された特技懇会員の皆さんの御健闘を期待します。